

# 農産物コンクール等出展支援事業のご案内

農産物のブランド化・知名度向上のため、農産物コンクール等に出展する農業者を支援します。

## 事業内容

### (1) 出展料補助金

農産物のブランド化・知名度向上のため、農産物コンクール等に出展する場合、出展料等を1/2以内(上限額5千円)で補助します。

(補助率) **1/2以内(上限額5千円)**

(対象経費) 出展料・出品料

### (2) 報奨金

農産物コンクール等に出展し入賞した場合、順位に応じて報奨金を交付します。

報奨金	最高金賞、最優秀賞など	<b>5万円</b>
	金賞、1等賞など	<b>1万円</b>
	銀賞、2等賞など	<b>5千円</b>
	銅賞、3等賞など	<b>3千円</b>

## 対象となる農産物

出展料補助金及び報奨金の対象となる農産物については以下のとおりです。

- (1) 水俣市内で栽培されている農産物など
- (2) 水俣市内で飼育されている畜産物など
- (3) 水俣市内で加工されている農畜産加工物

## 対象者

事業の対象者は、水俣市内に住所がある個人又は法人若しくは3戸以上の農業者グループです。

**※ただし、市税の滞納をしていないことが条件です。**

## 申請方法

出展料補助金、及び報奨金の申請については、次の書類を農林水産課に提出してください。

### ○（１）（２）共に必要な書類

- ・農産物コンクール等の出展要項
- ・市税の滞納ない証明書・本人確認証の写し（マイナンバーカード、免許証等）
- ・農産物を栽培しているほ場（畜産物の飼育場、農畜産物加工所等）の位置図

### （１）出展料補助金

- ・出展料補助金交付申請書

### （２）報奨金

- ・報奨金交付申請書
- ・農産物コンクールなどの結果が確認できる書類

※出展料補助金交付申請書、報奨金交付申請書については、水俣市ホームページでダウンロードできます。また、農林水産課窓口でも配布します。

※市税の滞納のない証明書については、水俣市税務課にて発行します。

※**出展料補助金に申請を行った者が続けて報奨金の申請を行う場合は、報奨金交付申請書以外の書類提出は不要です。**

※その他必要な書類がありましたら、申請時に個別に相談いたします。

## 留意点

- ・出展料補助金及び報奨金の対象となる農産物コンクール等については、国内外問わず、募集範囲が**全県以上から募集**を行っているコンクール等に限りません。
- ・コンクール**出展前に申請し、交付決定したものに限り支援**が行われます。出展料等の支払い後の申請はできません。
- ・**出展料補助金及び報奨金については、重複して申請が可能です。**
- ・出展料補助金については、**本事業以外にも補助を受けている場合、事業の対象外**となりますのでご注意ください。
- ・報奨金については、**同一年度の申請は1回まで**となっています。（複数のコンテストで受賞しても、年度内の申請は1回までとなります。）

## 問合せ先

水俣市役所農林水産課 農業振興室 電話：61-1634